

# 公益財団法人北海道環境財団 中期運営方針2012

公益財団法人北海道環境財団

# 背景・経緯

- 財団法人北海道環境財団は、1997年に環境教育や環境保全活動の推進をテーマとする中間支援組織として設立され、環境学習施設「環境サポートセンター」を拠点に活動してきた。この間、環境政策の変化、NPO法人の制度化、企業の社会的責任に基づく活動の進展、公益法人改革等々、環境保全活動や環境教育をめぐる社会の情勢は大きく変化し、産学民官それぞれの動向にともない、当財団の活動に対するニーズも複雑化、多様化、高度化してきた。
- 一方で、道財政悪化や政権交代による政策の変化等により経営環境も激変し、当初実質100%だった道補助率も2010年度決算では38%まで低下し、収益構造と両立する中間支援、公益活動という困難な運営を強いられている。
- こうした中で、当財団の活動領域では、環境分野における協働取組の推進を柱とする改正環境教育等促進法の施行(2011年)に見るように、中間支援活動のニーズはより具体化してきている。加えて、2011年3月の東日本大震災及び東京電力福島原子力発電所事故により、環境リスクや地域の持続可能性に関するこれまでにない社会の関心の高まり、という新たな状況を迎えている。
- このような状況を踏まえて、公益財団法人として新たな活動を開始するにあたり、今後5年程度の活動方針を以下のように定めることとする。

# 基本的な使命と活動

基本的な使命

(目的)

第3条 この法人は、北海道の良好な環境の保全及び創造のために、広く道民及び事業者に対して、環境に関する情報の提供、環境保全活動や環境教育の推進及び支援などに関する事業を行い、もって持続可能な社会の形成に資することを目的とする。



終極的な活動目的

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境教育及び環境学習の推進に関する事業
- (2) 環境保全活動及び協働取組の推進に関する事業
- (3) 環境及び環境保全活動に関する情報収集、提供に関する事業
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する事業
- (5) (1)～(4)の自主的な取組を行う団体等の支援に関する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するのに必要な事業

# 6つの立ち位置

## ① 公益財団法人

- 公益認定財団として、常に社会的要請を意識し、環境分野から公益増進に貢献していく。

## ② 政策補完団体

- 国や自治体の環境政策と市場、NPO、地域をつなぐ役割を果たす。

## ③ 中間支援組織

- 市民・地域、事業者、行政、専門家それぞれの活動の円滑化や組織力向上、単独ではできない活動の創出に貢献する。

## ④ 道内拠点組織

- 拠点とする北海道に付加価値を提供することを目的とする。  
(手段としての＝活動を道内で完結する必要はない)

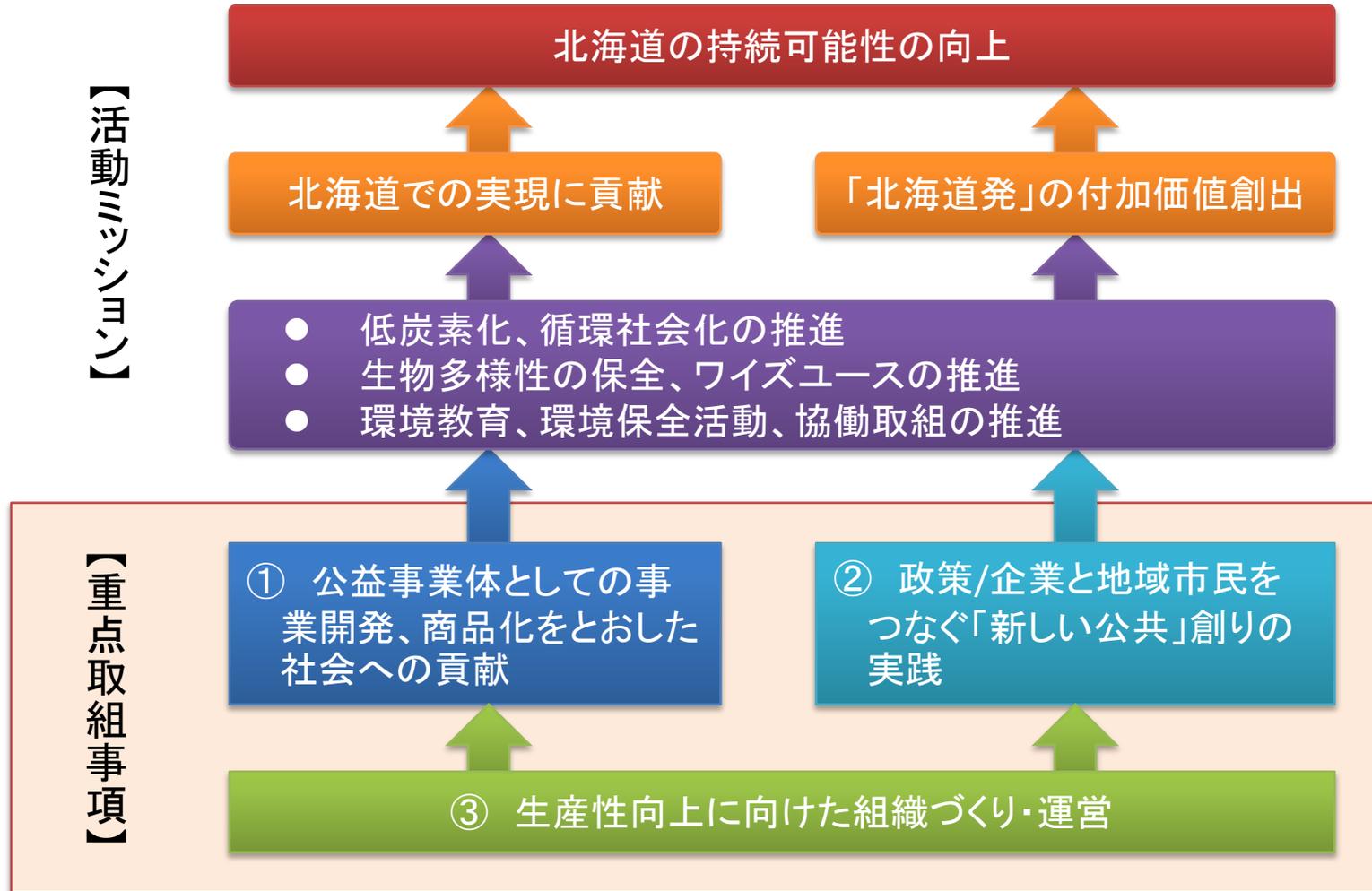
## ⑤ 事業団体 (プレーヤー)

- 活動領域に現場を持ち、変化を肌で知るとともに、他団体と差別化された先導的な事業に取り組む。

## ⑥ 民間団体

- 収益力、生産性(費用対効果)を高め、公益団体としての自立経営を目指す。

# 当面(3~5年)の活動理念・重点取組事項



# 1. 公益事業体としての事業開発、商品化をととした社会への貢献

## 背景

- 地域における環境教育や環境保全活動支援については、改正環境教育等促進法に見るように政策ニーズはありながら、評価手法の未確立等もあって、縮小され続けている。
- このため、政策・事業提案等による公共政策支援を要するとともに、それらのビジネスモデル化を図り、事業としての採算を成立させていくことが、社会的要請と考えられる。

## 重点取組事項

### (1) 道内の温暖化対策への貢献を中心とする事業開発

法律に基づく温暖化防止活動推進センターとして、自治体での政策手法が限られる家庭部門対策を中心に、家庭省エネ診断、エコアクションポイント等、これまでの知見や技術の蓄積を活用した事業モデルを開発、提案し、官公庁・自治体を中心に提供(有償)していく。

また、カーボンクレジット等の経済的手法の拡大や技術開発を行い、事業化していく。

### (2) 環境政策・地域政策への貢献

温暖化や環境教育等、法律に基づく実行計画の策定、市民・企業参画型の進行管理、学校教育支援等、自治体、省庁機関等にノウハウが不足する分野を中心に政策支援や社会実験を提案し、競争的資金の調達を併用して事業化していく。

## 2. 政策・企業と地域・市民をつなぐ「新しい公共」づくりの実践

### 背景

- 環境政策やNPO活動の広がりや深化により、中間支援ニーズは高度化、多様化しており、活動の軸を、情報提供、相談型の待ち受け型サービスから、産学民官それぞれに対する付加価値を生産し発信する活動への転換が必要。
- 改正環境教育等促進法(2011年)により、環境教育や環境保全活動支援の制度上のニーズが生じており、当財団の立ち位置から、一定の貢献が求められる。

### 重点取組事項

#### (1) 北海道環境未来基金の拡充

企業・個人の寄付と環境保全活動をつなぐ環境分野のコミュニティ財団業務を構築し、戦略的に寄付を呼びかけるとともに、持続・拡大を可能とする合理的な運営体制を確立する。

#### (2) 環境中間支援機能の強化

「環境中間支援会議・北海道」等を核に、大学や各地の拠点等に連携を拡大し、政策提言等の社会的な発信や人材育成等、新たな付加価値づくりを目指す。これらとともに、環境中間支援の中長期的な活動目標の共有を目指す。

### (3) 政策コミュニケーションの先導

改正環境教育等促進法の仕組みを活用し、道内における政策提言、政策対話、協働・参画に係る社会実験等を実施し、政策への参加プロセスの改善等を目指す。

### (4) 環境サポートセンターの機能の再構築

現在の政策ニーズや改正環境教育等促進法の施行、及び、施設の移転等を見据え、中期的な活動コンセプトや機能の見直し、拡充等の方向性を1年以内に確立し、移行する。

### 3. 生産性向上に向けた組織づくり・運営

#### 背景

- 新規事業開発、資金調達を拡大する前提となる専門性・生産性の向上が至上命題であり、戦略的な組織に移行していく必要がある。
- 職員の高齢化、固定化が進み、中長期的にさまざまなリスクが想定されている。

#### 重点取組方針

##### (1) 業務体制の見直し

情報共有や意思疎通の限界が見えている現在のスタッフ制を見直し、グループ制の導入や指揮系統の見直しを行う。

##### (2) 組織運営の改善

競争力向上に向けて、人事・給与体系を含めて組織マネジメント体制を見直す。